

令和 7 年度
北九州市若年者専修学校等技能習得資金貸与のご案内

1 趣旨

この技能習得資金は、経済的理由により専修学校、各種学校（以下「専修学校等」という）において修学することが困難な人に対し、職業に必要な技能及び知識の習得を援助するため、技能習得資金を貸与するものです。

2 資格

次のすべての要件をみたした人

- (1) 北九州市内に居住している人、またはその子弟。
- (2) 専修学校の、専門課程のうち修業期間が1年以上2年未満の課程（以下「専門課程1年」という）、高等課程、一般課程、または各種学校（修業期間が1年以上の課程）に在籍する人で、その履修する学科が、職業に必要な技能及び知識の教授を目的とするもの。

※ 対象校・対象学科についてはお問い合わせください。

- (3) 専修学校等に入校した日の前年度に中学校か高等学校を卒業した人、または高等学校を中退した人。

- (4) 経済的理由により修学困難な人。

※ 世帯員の収入状況について審査を行います。

- (5) 他の奨学金・修学資金等の給付又は貸与を受けていない人。
- (6) 過去に、この制度による技能習得資金の貸与を受けていない人。

3 貸与金額

入校支度金 100,000円（第1年次のみ貸与）

修学資金（月額）

 専門課程1年 53,000円

 その他の課程 30,000円

4 貸与利息

無利子

5 保証人

連帯保証人が次のとおり必要です。

- (1) 北九州市内に居住し、かつ、独立の生計を営む成年者である連帯保証人1人が必要です。
- (2) 貸与を受ける人が未成年者の場合、連帯保証人は保護者（親権者又は未成年後見人）とします。

6 申請時期

令和7年4月30日（水）17時まで（郵送の場合は当日消印有効）

7 申請方法

持参または郵送 上記申請時期までに次の書類を後記提出先に提出してください。

※ 郵便不着等のトラブルや、書類の到着確認には対応できません。

※ 日中連絡のとれるご連絡先を必ずご記入ください。提出書類に不備があり、ご連絡がとれない場合、受付ができないことがあります。

(1) 提出書類

- ① 若年者専修学校等技能習得資金貸与申請書
- ② 誓約書
- ③ 世帯調書
- ④ 同意書
- ⑤ 委任状（振込依頼届）
- ⑥ 在学証明書
- ⑦ 世帯全員の前年の収入の年額を証明する書面（後記の表を参照のこと）

(2) 申請書等の提出先、問合せ先は後記のとおりです。

8 貸与決定通知

提出された書類の内容を審査のうえ、貸与の可否を決定し本人宛通知します。

（4月入校の人は、6月中旬に通知します。）

9 貸与説明会

貸与決定通知を受けた人に対して、貸与説明会を行います（4月入校の人は6月に開催。詳しい日時、場所は貸与決定通知の送付時にお知らせします。）。

※ この貸与説明会の時に、連帯保証人の印鑑証明書を1通ご持参ください。

10 修学資金の貸与期間

貸与する期間は、履修する学科の正規の修業期間とします（留年不可）。

なお、2年以上の課程の場合、年度ごとに貸与の申請をしていただき、審査を行ったうえで貸与継続の可否を決定します（世帯の収入状況等によっては、貸与を継続できない場合もあります）。

11 貸与時期

（1）修学資金：年度を3期に分け、次のとおり貸与します。

※修学資金を振込む前に、市から学校に在学等の確認を行います。

	期 間	振込み予定
第1期	4月分 ～ 7月分	8月20日頃
第2期	8月分 ～ 11月分	12月20日頃
第3期	12月分 ～ 3月分	4月20日頃

（2）入校支度金：4月入校の人は、6月末頃に貸与します。これ以外の人は、後記の問合せ先に、お尋ねください。

12 貸与の休止

休学した場合や停学の処分を受けた場合、当該休学又は停学の始期の属する月の翌月（始期が月の初日の場合は、その月）から復学した日の属する月の前月までの修学資金は貸与できません。

13 貸与の打ち切り

次に該当する場合は貸与を打ち切り、一定期間経過後、貸与した技能習得資金を返還していただきます。

- （1）貸与の対象となる要件がなくなったとき（退学等）。
- （2）貸与を辞退したとき。
- （3）いつわりなどの不正があったとき（ただちに全額返還していただきます。）。

14 返還の方法

卒業（または貸与の打ち切り）の6か月後から、在学期間（正規の修業期間を越えない期間）の3倍の期間内（最長12年以内）に、次のいずれかの方法で返還していただきます。

- （1）月賦

- (2) 半年賦
- (3) 年賦
- (4) 1年以内の割賦

15 返還の免除

次のいずれかに該当する場合は、返還を免除します。

- (1) 貸与を受けた人が死亡したとき。
- (2) 貸与を受けた人が心身の障害により労働能力を喪失したとき。

16 返還の猶予

次のいずれかに該当する場合は、返還を猶予します。

- (1) 高等学校、専修学校、大学等に在学中のとき。
- (2) 災害、疾病等により返還が困難なとき。

＜参考＞ 提出書類の「前年の収入の年額を証明する書面」については、次のようなものがあります。 (令和7年度に申請する人)

所得の内容	証 明 す る 書 面
給与所得者	令和6年分の源泉徴収票
年金受給者	令和6年中に受けた「年金振込通知書」等
その他の所得者	令和6年分の確定申告書(控) 税務署等の受付印のあるもの
失業した人	雇用保険受給資格者証
生活保護受給世帯	区役所の保護課が発行する「保護証明書」

問合せ先・申請書の提出先

北九州市保健福祉局人権推進センター人権文化推進課
 北九州市小倉北区大手町 11-4 大手町ビル（ムーブ）8階
 電話：093-562-5010
 受付時間：8時30分～17時